

農業経営力向上事業実施要領

制 定 令和5年3月23日 農第30193-4号

第1 趣 旨

本県における農業経営体数は一貫して減少しているものの農業経営体の平均耕作面積は拡大しており、個々の農業経営体の規模や稼ぐ力は上昇傾向にある。一方で、資材高騰、燃料費高騰、新型コロナウイルス感染症拡大による消費構造の変化、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の拡大、国によるみどりの食料システム戦略の策定、これまでにない新しい発想で農業支援サービスを提供するスタートアップ企業の増加など、農業を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このような様々な環境変化のなか、設備投資の負担を軽減することにより、群馬県の農業を牽引していく農業経営体の経営力向上、新規就農者の早期経営安定を図るとともに、スマート農業や有機栽培等の環境保全型農業などの将来を見据えた取組を推進する。

第2 本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第12条第1項の規定より、農業経営改善計画の認定を受けた者
- 2 認定新規就農者とは、基盤法第14条の4第1項の規定より、青年等就農計画の認定を受けた者
- 3 農事組合法人とは、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10に規定する事業を行う法人であって、県へ届出がされているもの
- 4 農地所有適格法人とは、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人であって、農地法第6条に基づき市町村農業委員会へ報告されているもの
- 5 集落営農組織とは、次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。

(1) 「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農を行っていること。

ア 「集落を単位として」とは、次のものをいう。

集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位とすること。（他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合も含む。）

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含める。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とす

ることができる。

イ 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意とは、集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとする。

(ア) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。

(イ) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用している。

(ウ) 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。

(エ) 認定農業者、農地所有適格法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。

(オ) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。

(カ) 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含まない。

a 農業用機械の所有のみを共同で行う取組

b 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組

イ 代表者の定めがあること。

ウ 組織及び運営に関する規約が定められていること。

6 有機 J A S 認定取得者とは、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づき、「有機農産物の日本農林規格」に適合した生産が行っている生産工程管理者として登録認証機関の認証を受けた者をいう。

7 群馬県特別栽培農産物認証取得者とは、群馬県特別栽培農産物認証要綱に基づき、確認期間から認証を受け、県の生産登録・実績台帳に記載された者をいう。

8 地域計画とは、基盤法第 19 条第 1 項に規定された地域計画をいう

9 実質化された人・農地プランとは、「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知）2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。

10 本事業において、「中山間地域」とは、次に掲げる地域とする。

(1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第

1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

(2) 山村振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村

(3) 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された特定農山村地域

(4) 農林統計区分に用いる中間農業地域又は山間地域。

11 耐用年数とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定めるものをいう。

12 農地中間管理機構とは、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年 12 月 13 日法律第 101 号）第 2 条第 4 項に定めるものをいう。

第 3 本事業の内容等

本事業は、以下のメニューで構成し、メニューごとの事業実施主体、事業内容、補助率、補助金上限額は別表 1、基準等に関しては農業経営力向上事業実施基準のとおりとする。

1 新規就農者支援

認定新規就農者の就農初期の経営安定に必要な機械・施設の導入を支援する。

2 スマート農業支援

ロボット技術や IoT 等を活用した省力化やデータ駆動型農業に必要な機械・施設の導入を支援する。

3 環境保全型農業支援

有機農業等、環境保全型農業の経営向上に必要な機械・施設の導入を支援する

4 担い手支援

認定農業者等の経営向上に必要な機械・施設の導入を支援する。

5 環境負荷軽減支援

排出ガス等の軽減、廃ビニール発生量の軽減等につながる機械・施設等の導入を支援する。

第4 事業の実施手続

1 実施計画書の作成等

- (1) 事業実施主体は、農業経営力向上事業実施計画書（様式第1号）（以下「実施計画書」という。）を作成し、市町村長等に提出するものとする。

実施計画書の作成にあたっては、市町村、県等の関係機関の意見を聞き、事業内容、事業要件、成果目標等が適正であることを判断するための聞き取り、書類の提出等の要請に従うものとする。また、関連する各種の法令、計画等との整合性に配慮するものとする。

- (2) 事業を実施しようとする市町村長等は、農業経営力向上事業市町村計画書（様式第2号）（以下「市町村計画書」という。）を作成し、当該市町村を管轄する農業事務所長（以下「所長」という。）あて提出するものとする。

- (3) 事業実施主体が、複数の市町村にまたがって営農している場合には、主たる受益地のある市町村への申請を原則とするが、関係市町村間で調整のうえ作成するものとする。

- (4) 次に該当すると認められる場合に限り、事業実施主体が直接所長に計画書を提出することができる。この場合、事業実施主体は、関係市町村から助言を求めるなど調整に努め、所長に申請書を提出する際は、その写しを関係市町村へ送付するものとする。

ア 事業実施主体が、複数の市町村を活動範囲とする団体で、関係する市町村との間で調整ができない場合。

2 事業計画の承認申請

1の(1)の実施計画書を作成した市町村長等は、承認申請書（様式第3号）に実施計画書及び群馬県暴力団排除条例に定める暴力団等を排除するための措置として様式第4号を添付し、所長に提出して承認を受けるものとする。

3 事業計画の承認

所長は、2により提出された実施計画書が実施基準を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、実施計画書の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年12月27日規則第68号）第5条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合には、あらかじめ事業実施主体は交付決定前着工届（様式第5号）を市町村長に提出することにより、交付決定前に着工できるものとする。

なお、交付決定前着工届の提出を受けた市町村長は、適正な指導を行った上で所長に提出するとともに、交付申請書の「1事業の総括」の備考欄に着工年月日、交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

5 事業計画の重要な変更

市町村長等は、所長の承認を受けた事業計画の重要な変更をするときは、1及び2に準じて行うものとする。

なお、重要な変更とは、次に該当する場合とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) メニューの変更
- (3) 成果目標の変更
- (4) 補助金額の増加又は30%を超える減少

第4 予算の配分

1 所長は、実施計画について、農業構造政策課長（以下：課長という）と予め協議を行うこととする。

2 課長は、事業内容、事業要件、成果目標等が適正であることを確認し、予算の範囲内で以下に基づき予算を配分するものとする。

- (1) 要望のあった事業計画のうち、推進事業を最初に予算配分する。
- (2) 整備事業の採択の順位については以下のとおりとする。

ア メニューごとに以下の順で採択する。

- ① 新規就農者支援
- ② スマート農業支援
- ③ 環境保全型農業支援
- ④ 担い手支援
- ⑤ 環境負荷軽減支援

イ アの①から④の同一メニュー内では、以下のポイントの合計点の高い順に採択する。同ポイントの場合は、事業費の小さい順に採択する。

(ア) 投資効率 $a \div (b \div c)$

a：必須目標の所得向上金額

b：事業費（税込み）

c：耐用年数

投資効率が0以上1未満 2ポイント

〃 1以上2未満 4ポイント

〃 2以上 6ポイント

(イ) 所得の向上に結びつきにくい条件や取組、公益性のある取組に対して加点
取組実績のあるもの又は成果目標として設定したものを対象とする。

a 共同利用（集落営農組織の取組合む）	1ポイント
b 中山間地域	1ポイント
c 国庫事業に要望したが、不採択となったもの	0.5ポイント
d 農福連携	0.5ポイント
e 遊休農地の解消	0.5ポイント
f G A P 認証取得（GLOBALGAP、ASIAGAP、JGAP）	0.5ポイント
g 農業研修生の受け入れ	0.5ポイント
h 農産物輸出	0.5ポイント

ウ アの⑤のメニュー内では、事業費の小さい順に採択する。

第5 事業の指導推進体制

所長は、指導推進体制を整備し、実施計画書の作成及び事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

第6 成果目標

1 成果目標

成果目標の内容は、農業経営力向上事業実施基準の第2に定めるところによるものとする。

2 目標年度

目標年度は、事業実施の翌々年度とする。

ただし、新規就農者支援の場合は、基盤法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画（以下「就農計画」という。）の計画期間と事業実施の翌々年度のいずれか遅い方とする。

また、果樹等の収穫まで年数を要する品目で取り組む場合は、事業実施後5年以内で設定できるものとする。

第7 事業の達成状況報告

1 事業実施主体は、事業実施の翌年度から目標年度まで毎年度、成果目標に対する達成状況を様式第7号により市町村長あてに報告するものとする。

2 1の報告を受けた市町村長は、市町村の評価を付して、様式第8号により毎年度4月末までに所長あて報告するものとする。

3 目標達成後は、報告を要しないものとする。

4 目標年度において成果目標を達成していない場合は、達成するまでの間、毎年度継続して報告を行うものとする。

第8 補助

- 1 所長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において市町村に補助するものとする。
- 2 整備事業については、1事業あたりの事業費が30万円未満のものは、補助対象としない。
- 3 整備事業については、取組に要する経費について融資を受けるものとする。
- 4 事業内容ごとの補助金額は、以下の(1)～(4)のうち、最も低い額を限度とする。
 - (1) 事業費×補助率
 - (2) 補助金上限額
 - (3) 融資額
 - (4) 事業費－融資額－市町村助成
- 5 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合には、当該金額は切り捨てるものとする。

別表1 事業実施主体、事業内容、補助率、補助金上限額は次のとおりとする。

事業実施主体	目的・事業内容	補助率	補助金上限
<p>1 新規就農者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定新規就農者（ただし、推進事業は、認定新規就農者を含む3戸以上で実施のこと。） ・既に認定新規就農者の協議を行っており、計画承認までに認定が確実な者 	<p>【推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営分析 ・市場調査等 <p>【整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設 ・農業用機械 ・ハウス・作業舎等の補修・改修 等 	<p>推進事業 50%以内</p> <p>整備事業 50%以内</p>	<p>15万円</p> <p>200万円</p>
<p>2 スマート農業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織 ・農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10に規定する法人。) ・農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人。)ただし、1戸1法人を除く。 ・農業公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) ・農業者の組織する団体 ・認定農業者（整備事業のみ） ・既に認定農業者の協議を行っており、計画承認までに認定が確実な者 	<p>【推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人会計研修 ・労務管理・経営分析 ・先進事例調査 ・新商品の企画、開発等 <p>【整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoT、ICT農業用機械等 	<p>推進事業 50%以内</p> <p>整備事業 30%以内</p>	<p>25万円</p> <p>200万円</p>
<p>3 環境保全型農業支援</p> <p>有機JAS認証取得者、群馬県特別栽培農産物認証取得者、環境保全直接支払交付金に取り組む者 かつ以下に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者 ・既に認定農業者の協議を行 	<p>【推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人会計研修 ・労務管理・経営分析 ・先進事例調査 ・新商品の企画、開発等 <p>【整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設 ・農業用機械 		

<p>っており、計画承認までに認定が確実な者</p>	<p>ただし、環境保全型農業の取り組みと無関係なものは除く</p>		
<p>4 担い手支援 (2に同じ)</p>	<p>【推進事業】 ・法人会計研修 ・労務管理・経営分析 ・先進事例調査 ・新商品の企画、開発等</p> <p>【整備事業】 ・農業用施設 ・農業用機械</p>		
<p>5 環境負荷軽減支援 (2に同じ)</p>	<p>ア 農業用施設 ・ハウス被覆資材の張替え ・パイプハウスの建て替え及び保温性の高い内張資材</p> <p>イ 農業用機械 ・低燃費・省電力機械への買換</p> <p>ウ 特認</p>	<p>整備事業 15%以内</p>	<p>200万円</p>

農業経営力向上事業実施基準

第1 一般基準

- 1 事業の実施区域は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第6条の規定に基づき農業振興地域と指定された地域であること。
ただし、6次産業化に資する施設等、農地以外に設置する場合はこの限りでない。
- 2 同一事業実施主体及び同一市町村で複数の推進事業を実施する場合は、事業間の取組や経費等について重複のないようにすること
- 3 事業実施主体は、整備事業を実施するに当たって過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減を図るものとする。
また、請負業者の選定等に際しては、原則として事業実施主体自らが3者以上からの競争入札又は見積もり合わせを行いコストの縮減を図るものとする。
- 4 事業実施に当たっては、国庫補助事業等を積極的に取り入れ、本事業と有機的な連携のもとに地域の活性化を図るよう努めるものとする。
特に、事業内容が国庫補助事業や他の補助制度の活用が可能な場合は、それらの制度を活用することとし、活用できない場合に限り、本事業を実施するものとする。
- 5 補助事業費は、本県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致しているものとする。
なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施工に係る雇用労働者の労務費並びに資材費及びその他必要な経費を補助の対象とすることができるものとする。
- 6 補助対象となる機械、施設については、次のとおりとする。
 - (1) 耐用年数が概ね5年以上のものとする。
 - (2) 成果目標の達成に必要なかつ適切な能力のものとする。
 - (3) 認定農業者は基盤法第12条第1項に規定する農業経営改善計画、認定新規就農者は基盤法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に即するものとする。
 - (4) 既存利用施設・機械の代替えとして、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）及び共同利用施設の付帯施設のみの整備は、補助対象としないものとする。
 - (5) 事業実施主体の運営経費的(毎年発生する経常経費)な事業については、補助対象としない。

- (6) 汎用性の高い機械及び施設並びに消耗品は、補助対象としない。
ただし、ショベルローダー等については、次の全てを満たす場合に限り補助対象とできる。
- ア 他用途に使用されないこと。
 - イ 農業経営において真に必要なこと。
 - ウ 導入後の適正利用が確認できるものであること。
- (7) 既存施設又は資材の有効利用等の観点から、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築事業のほか、増築・改築、補修・改修（改築、補修・改修は、認定新規就農者のみ対象とする。）、併設若しくは合体の事業、古品古材の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。
- 前記の「合体の事業」とは、他の事業（国庫補助事業を含む。）の施設整備と物理的な連続性を確保して整備される事業とする。（例えば、壁等仕切の共有）なお、この場合、着工前に国に模様替え届を提出するなど適切な事務処理を行うものとする。
- また、農業機械についても、新品に比べ同程度の能力等を有する中古農業機械を補助の対象とすることができるものとする。この場合の農業機械は、原則として、残存耐用年数が2年以上のものとし、農業機械メーカー等による査定書を徴収するものとする。
- (8) 補助対象となる機械、施設は、農業用機械施設補助の整理合理化通知（昭和57年4月5日57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする
- (9) 導入等する機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害による被害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等が継続されるものであること。ただし、対象となる保険制度等がない場合はこの限りでない。
- (10) 導入を予定している機械等の販売店やメーカー、ICTベンダー等が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定。以下「GL」という。）で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がGLに準拠するよう努めるものとする。
- (11) トラクター、コンバイン、田植機の導入等を行う場合は、「農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドライン ver1.0」（令和3年2月10日農林水産省公表）及び「オープンAPIに対応した農業機械の要件化の周知等について」（令和4年1月31日付け3政第407号）に基づき、農機メーカーを選定するものとする。
- (12) 農業機械の導入にあたっては、「農業機械適正導入のてびき（令和4年3月14日農構第30193-4号農政部長通知）（以下「てびき」という。）」に基づき、適正な能力、台数であることを確認するものとする。ただし、てびきにおいて想定していない農業機械の場合は、てびきによらず確認するものとする。

- 7 事業実施主体は、原則として、地域計画のうち目標地区に位置付けられた者とする。
ただし、令和6年度までで、地域計画が策定されていない場合は、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体に代えられるものとする。
- 8 認定農業者又は認定新規就農者以外の農業者の組織する団体が事業実施主体の場合は、以下の要件を満たすものであること。
- (1) 受益者3名以上の共同利用であること
 - (2) 機械・施設等を新規に導入し、下記の共同要件を原則として3つ以上満たすものであること。
共同要件…種類・品種の統一、作型の統一、施肥管理の統一、生産資材の共同購入、出荷資材の共同購入、共同育苗、共同防除、共同出荷、共同経理等
 - (3) 事業により導入した機械・施設等の管理規程及び利用規程が定められており、耐用年数期間内における財産の管理が明確になっていること、若しくは、見込まれるものであること。
 - (4) 次に掲げる要件の全てを満たしていること。ただし、農業協同組合は対象としない。
 - ア 代表者の定めがあること。
 - イ 組織及び運営に関する規約が定められていること。
 - ウ 農業者が構成員の過半を占めること。
- 9 集落営農組織等の農業者が組織する団体(以下「集落営農組織」という。)が、本事業により取得した財産の取扱いは次のとおりとする(法人化前後の組織の同一性が担保できる場合に限る)。
- (1) 財産の譲渡
集落営農組織が、当該組織の法人化にともない法人化後の組織へ譲渡する場合(有償を含む)は、補助金返還を要しないこととする。
ただし、処分制限期間内は、補助条件を継承することを条件とする。
 - (2) 遊休期間中の財産の貸付
 - ① 有償
集落営農組織が事業実施時に策定した利用計画の遊休期間内において、有償で一時貸付けを行う場合は、貸付により生じる収益(貸付による収入から管理費その他貸付に要する経費を差し引いた額)に補助率を乗じた額を県へ返還することとする。
なお、貸付を行うことで本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさないことを条件とする。
 - ② 無償
集落営農組織が事業実施時に策定した利用計画の遊休期間内において、無償で一時貸付けを行う場合は、貸付を行うことで本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさな

いことを条件とする。

(3) 1年以上の長期貸付

残存簿価に補助率を乗じた額を県へ返還すること。

(4) 上記(1)～(3)以外の場合は、案件ごとに知事と協議を行うこととする。

10 施設等の設置に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案しつつ、間伐材を含む県産材・国産材の木材の利用促進に配慮するものとする。

11 事業実施主体は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

12 次の項目のいずれかに該当する場合は、原則として承認しないものとする。

(1) 関係する法令、規則、要綱等に遵守されていないものがあること。

(2) 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業

(3) 実施計画書について、地域内の関係者の総意に基づくと認められないこと。

(4) 申請後における情勢の変化等により、事業の着手までに更に相当の期間を要すると認められる事由が発生していること。

(5) 事業を通じて導入する営農上及び施設整備上の新技術について、現地での効果の発現等が十分に確認されていないこと。

(6) 新規に導入する作物、新規に製造する加工品等について、種苗、原材料、技術、販路等必要となるもののうち確保する見通しが立っていないものがあること。

(7) 関連事業の進捗状況等に比較して著しく先行していると認められること。

(8) 過去において、当該地域で実施した補助事業（推進・整備事業）が、計画に対して相当の効果発現が見られない又は成果目標の達成状況が良好と認められないこと。

第2 個別基準

1 新規就農者支援

(1) 事業実施主体

認定新規就農者（既に認定新規就農者の協議を行っており、計画承認までに認定が確実な者を含む。）

(2) 成果目標

当該生産者の就農計画における営農計画書の農業所得を成果目標とする。ただし、営農計画書の最終年度が、事業計画の承認を受けた年度の翌々年度より早い場合は、2に準じて成果目標を設定すること。

(3) その他

ア 第1の6の(3)を満たすこと。

イ 就農計画の計画期間内において、就農計画に沿った段階的な整備について申請を可能とする。ただし、営農計画書に対する毎年度の進捗状況が概ね良好であること。

2 スマート農業支援・環境保全型農業支援・担い手支援

(1) 事業実施主体

認定農業者（既に認定農業者の協議を行っており、計画承認までに認定が確実な者を含む。）

(2) 成果目標

ア 必須目標

所得の向上

所得の拡大計画において、補助対象となる機械、施設の導入効果により、目標年度の所得が現状から増加する見込みであり、その増加額が積算根拠により妥当であると認められること

イ 選択目標

次の(ア)～(ス)のいずれか1つ選択する。

(ア) 経営規模拡大

拡大面積は、露地栽培 1ha 以上、果樹 50a 以上、施設栽培 30a 以上、中山間地域の場合は、露地栽培 50a 以上（こんにゃくいもを除く）、施設栽培 15a 以上又はいずれの地域においても現行経営面積の 10%以上とする。

新たな農地の取得または貸借の見込みについては、原則として、地域計画において確認できること。ただし、令和 6 年度までで、地域計画が策定されていない場合は、実質化された人・農地プランに代えられるものとする。

(イ) 効率化、省力化

(ロ) 品質の向上

(ハ) 単位面積当たりの収穫量の増加

(ニ) 遊休農地の解消

過去1年間以上作付けが行われていない農地を対象として、所有権の移転又は農地中間管理機構を活用した使用貸借等により現状より概ね30a以上、中山間地域は15a以上、経営面積の拡大を行うこと。

(カ) 農業経営の複合化

土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開に取り組むこと。

(キ) 新規作物の導入

(ク) 経営の法人化

次のうちいずれかを行うこと。

a 会社法（平成17年7月26日法律第86号）第49条及び商業登記法（昭和38年7月9日法律125号）に基づく設立登記を行うこと。

b 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項及び商業登記法（昭和38年7月9日法律第125号）に基づく設立登記を行い、行政庁へ設立の届出を行うこと。

(ケ) 6次産業化

次のうちいずれかを行うこと。

a 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓

b 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善

c a又はbに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

なお、補助対象となる機械、施設は、自らの生産に係る農林水産物等の取扱が過半を超えるものであること

(コ) G A P 認証取得

GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAPのいずれかの認証取得とする。

(サ) 有機J A S の取得

(シ) 農福連携

(ス) 農産物輸出

なお、(イ)～(エ)については、事業実施主体自らが目標値を設定するものとする。

ウ その他

第1の6の(2)及び(3)を満たすこと。

3 環境負荷軽減支援

(1) 農業用施設

ア ハウスの被覆資材の張替

既存の被覆資材より長期間かつ5年以上展張の被覆資材を対象とする。

なお、パイプハウスの建て替えを行う場合にも同様とする。

イ 保温効果の高い内張資材の整備はパイプハウスの建て替えと一体的に実施する場合のみ対象とし、内張資材のみの整備は対象としない。

(2) 農業用機械

ア 低燃費・省電力機械

耐用年数を経過し、買換えを予定している農業用機械と比較して、燃料消費量と消費電力量の合計が原油換算量で 10%以上節減可能な農業用機械へ買換えを行う場合。

イ 耐用年数が5年未満のもの及びトラックやフォークリフト等の汎用性の高い機械及び消耗品は対象としない。

ただし、第1の7の(5)の要件を満たす場合に限り、ショベルローダー等は対象とできる。

(3) 特認

上記以外の場合でも、化石燃料の削減等、環境負荷の軽減の趣旨に照らし、特に必要と認められる場合で、事業効果が明らかな取組。

(4) 原油量への換算方法

原油量への換算は「省エネ法施行規則第4条第1項及び第3項」に基づき、以下の換算係数を用いて行うものとする。

種類	量	発熱量(MJ)	種類	量	発熱量(MJ)
ガソリン	1 ㍓	34.60	B・C重油	1 ㍓	41.90
灯油	1 ㍓	36.70	昼間電力	k W h	9.97
軽油	1 ㍓	37.70	夜間電力	k W h	9.28
A重油	1 ㍓	39.10	—	—	—

(5) 実施要件

ア 既存資材から張り替えや建て替えを行う場合には、既存資材より長期利用が可能であることを証明できる資料(カタログ等)を添付すること。

イ 農業用機械を買い換える場合、買い換える対象となる機械新たな機械が導入要件を満たしていることを証明できる資料(カタログや燃料・電気消費量の試算表等)を添付すること。

ウ 農業用機械の買換えの場合は、買換えの対象となる機械の廃車証明等の処分したことを証明できる資料を添付すること(実績報告時)。

エ 処分にあたり下取り等の売却した場合には、総事業費から売却で得た収益を控除すること。

第3 推進事業の対象経費

推進事業の対象経費は、補助対象事業遂行のため必要な経費であって、次表の区分に従い支出した経費に限るものとし、領収書等の支出を証明する書類は必ず保管のこと。

節	区 分	補助対象外事例	
報償費	謝金	○補助対象事業の研修等の講師等に対する謝金 ・視察先、講師等の謝金	○土産代等左以外の報償費
旅費	普通旅費	○補助対象事業施行のため直接必要な旅費 ・先進事例調査、市場調査等のために必要な旅費	○宿泊経費
	講師等旅費	○補助対象事業の研修等の講師等に対する旅費 ・講師等の旅費	
需用費	消耗品費	○各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他消耗品に係る費用	○事業以外の用途に供する消耗品費
	燃料費	○補助対象事業の先進事例調査、研修等の際にかかった燃料費 ・燃料費（自動車等の燃料費）	○事業主体の運営経費的（日常的に発生する経常経費）な燃料費
	食糧費	○事業施行上特に必要な食糧費とする。 ・講師等弁当、茶菓子賄料	○懇親会費 ○会食経費
	印刷製本費	○資料、図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費	○事業以外の用途に供する資料費
役務費	通信運搬費	○郵便料、電信電話料、運搬費等	○事業以外の用途に供する通信運搬費、手数料、回線使用料
	手数料	○振込手数料	
委託料	○労務管理、経営分析等の委託料		
使用料及び料用料	○会議用会場、貨客兼用自動車、駐車場、物品等の使用料、賃借料及び損料 ○有料道路通行料	○懇親会場借料 ○事務所賃借料 ○事業以外の用途に供する賃借料及び損料	
備品購入費	○ソフト事業遂行のための機械器具等（委託・賃借等に対応できるものは除く）		

第4 添付資料等（特に指示のない場合は、書類の写し。）

区 分	新規就農 支援	スマート農 業支援・担 い手支援	環境保全 型農業支 援	環境負 荷軽減 支援
決算書、確定申告書等（新規就農者は就農後2年目以降の場合）	○	○	○	
法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書） （発行日から3ヶ月以内のもの）		○	○	○
【農地所有適格法人のみ】 市町村に報告されている農地所有適格法人であることが確認できる書類 （市町村農業委員会の農地所有適格法人台帳または農地所有適格法人要件確認書、農地所有適格法人報告書（市町村農業委員会の受領印があるもの）等）		○※1	○※1	○※1
【認定農業者のみ】 農業改善計画、農業経営改善計画認定書		○	○	○
【認定新規就農者のみ】 就農計画、就農計画認定書 （就農変更計画、就農計画変更認定）	○			
有機JAS認定、特別栽培作物認証取得、環境保全直接支払交付金の対象であることが確認できる書類			○	
議事録（当事業実施の旨を記載・押印したもの。個人を除く。）	○	○	○	○
実施基準第2の3の実施要件に定める書類 ① 既存資材から張り替えや建て替えを行う場合、既存資材より長期利用が可能であることを証明できる資料(カタログ等) ② 農業用機械を買い換える場合、買い換えの対象となる機械及び新たな機械が導入要件を満たしていることを証明できる資料(かがや燃料・電気消費量の試算表等) ③ 農業用機械の買換えの場合、買換えの対象となる機械の廃車証明等の処分したことを証明できる資料(実績報告時)				○
【個人及び法人格を有する組織のみ】 ・滞納処分にかかる国税及び地方税の納税証明書 （過去3カ年間に滞納処分がないことの証明） （発行日から3ヶ月以内のもの） ・納税証明書が取得できない場合、課税証明又は非課税証明	○	○	○	○
実施要領(以下「実施要領」という。)の様式第1号の添付書類にある「その他必要な書類」	機械施設等の管理運営規定、能力計算書、農業機械適正導入のてびきに係る資料、カタログ、施設の図面、現況写真、定款(規約)、構成員名簿、被災証明、融資証明又は融資相談申告書（参考様式・金融機関に提出している資金申込書及び経営改善資金計画書等の写し）、輸出に係る契約書 等			

※1 農事組合法人は、県へ届出がされていることを確認すること。

※2 民間出資の農地所有適格法人の場合